

基本目標 2

生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします

(1) 生活環境の保全・改善

施策の目標

空気や水のきれいさなどを確保し、健康で快適に暮らせる生活環境を維持します

指標の実施・達成状況

【指標】	【平成23年度の実施状況・達成状況】
<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染・有害大気汚染物質などに係る環境基準の達成・維持をめざします^{注1} 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染(常時監視項目)：5地点で延べ14項目を測定し、全て基準を達成しました 有害大気汚染物質：2地点で延べ8項目を測定し、全て基準を達成しました ダイオキシン類：4地点で測定し、全地点で基準を達成しました
<ul style="list-style-type: none"> 水質・土壌などに係る環境基準の達成・維持をめざします^{注2} 	<ul style="list-style-type: none"> 水質 河川：13地点で延べ129項目を測定し、116項目で基準を達成しました(全項目達成は2地点) 海域：5地点で延べ149項目を測定し、143項目で基準を達成しました(全項目達成地点なし) 地下水質：26地点で延べ566項目を測定し、561項目で基準を達成しました(全項目達成は21地点) ダイオキシン類：河川3地点、海域5地点、地下水質4地点、土壌12地点で測定し、全地点で基準を達成しました
<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動に係る環境基準などの達成・維持をめざします^{注3} 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音：9地点で測定し、7地点で基準を達成しました 振動：9地点で測定し、全地点で基準を達成しました
<ul style="list-style-type: none"> 悪臭に係る臭気指数の達成・維持をめざします 	<ul style="list-style-type: none"> 4地点で測定を実施し、全て基準を達成しました
<ul style="list-style-type: none"> 市内の歴史的・文化的遺産の実情を踏まえ、周知、啓発、保全、活用に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財として新たに1件の指定を行いました 史跡環境の保全として、三浦按針墓における草刈り清掃などを実施しました 周知用説明板として新たに1基を設置し、4基の補修を行いました 調査の公表として速報展の開催などを行いました
<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理率97%^{注4}をめざします 	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理率は、平成23年度末現在、94.3%となりました
<ul style="list-style-type: none"> 合流式下水道の改善100%^{注5}をめざします 	<ul style="list-style-type: none"> 合流下水道の改善は、平成23年度末現在、88.5%となりました

注1 大気汚染に係る環境基準については長期的評価による

注2 河川のE類型には評価対象に中小河川を含めるとともに、BODは5mg/Lを基準とする
また、海域の東京湾はB類型を基準とする

注3 振動については要請限度で評価

注4 計画処理区域内人口に対する生活排水処理人口(下水道人口と合併処理浄化槽人口の合計)の割合

注5 合流式下水道の区域面積に対する改善区域面積の割合

現状と課題

- ・ 大気環境の状況を見ると、大気汚染(常時監視項目)、有害大気汚染物質および大気中のダイオキシン類全てで環境基準を達成しています。今後もこの状況を維持していくことが重要です。
- ・ 光化学オキシダントは、指標として評価を行う対象から除外しているところですが、環境基準との比較では、全測定局で非達成となっています(県内全ての測定局においても非達成です)。
- ・ 光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、工場・事業場、自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素から二次的に発生すると考えられていますが、依然として光化学スモッグ注意報が発令されている状況にあることから、越境汚染など国際的な取り組みも含めた広域での取り組みが求められています。

表 2-2 光化学スモッグ注意報発令日数の推移

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
横須賀市	8 (0)	4 (0)	1 (0)	4 (0)	2 (0)
神奈川県	20 (4)	11 (14)	4 (5)	10 (26)	5 (1)

注) ()内は被害届出者数

表 2-3 大気汚染(常時監視項目)の状況

項目 測定地点	二酸化硫黄 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		二酸化窒素 (ppm)		一酸化炭素 (ppm)		
	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	
一般 環境	追浜行政センター	○	○	○	○	○	○	-	-
	市役所	-	-	○	○	○	○	○	○
	久里浜行政センター	○	○	○	○	○	○	-	-
	西行政センター	-	-	○	○	○	○	-	-
	年平均値	0.004	0.004	0.021	0.024	0.016	0.016	0.3	0.3
自動車 排出ガス	小川町	-	-	○	○	○	○	○	○
	年平均値	-	-	0.025	0.028	0.023	0.022	0.5	0.4

注) ○:環境基準を達成 ×:環境基準を達成していない

表 2-4 有害大気汚染物質・ダイオキシン類の状況

項目 測定地点	ベンゼン (mg/m ³)		トリクロロエチレン (mg/m ³)		テトラクロロエチレン (mg/m ³)		ジクロロメタン (mg/m ³)		ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	
	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23
追浜行政センター分館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市職員厚生会館(小川町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久里浜行政センター	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
西行政センター	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
年平均値	0.0010	0.0014	0.00034	0.00046	0.00015	0.00020	0.0012	0.0015	0.018	0.016

注) ○:環境基準を達成 ×:環境基準を達成していない

- 水質の状況を見ると、公共用水域の河川、海域の水質および地下水質について、概ね環境基準は達成しています。
- 海域では、環境基準は概ね達成しているものの、東京湾、相模湾ともに赤潮が依然として発生しており、今後も汚濁負荷の低減や、水質浄化のための取り組みを進めるとともに、周辺自治体と連携した取り組みも必要です。なお、下水道施設の整備や合併処理浄化槽への転換などを推進した結果、生活排水処理率は94.3%となっています。
- 水質、底質、土壌のダイオキシン類について、継続的に調査を実施しており、環境基準を達成しています。

表 2-5 水質 (BOD、COD) の達成状況

種 別		調査対象	平成22年度	平成23年度
公共用水域 水質測定計画 (毎月1回 測定)	河 川	鷹 取 川	○	○
		平 作 川	○	○
		松 越 川	○	○
	海域 (東京湾)	夏 島 沖	×	○
		大 津 湾	○	○
		浦 賀 港 内	○	○
		久 里 浜 港 内	○	○
	海域(相模湾)	小 田 和 湾	○	○
	市が独自 に測定 (年6回 測定)	河 川	和 田 川	○
野 比 川			○	○
長 沢 川			○	○
津 久 井 川			○	○
川 間 川			×	×
竹 川			○	○
芦 名 川			○	×
前 田 川			○	○
関 根 川			○	○
久 留 和 川			○	○

○：環境基準を達成、×：環境基準を達成していない

- 注1) 河川はBOD、海域はCODで評価
- 注2) 市が独自に測定した河川は、環境基準の設定がないため、BOD:5mg/Lを基準としています。また、調査回数が年6回と少ないため、年間平均値で達成状況を判断しています
- 注3) 夏島沖は、本来はC類型(COD:8mg/L)ですが、B類型の3mg/Lを基準としています。

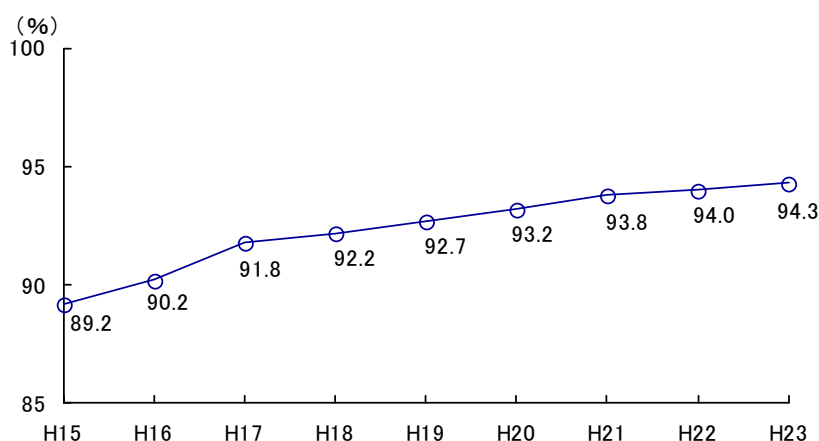


図 2-2 生活排水処理率の推移

- 私たちの生活に密接に関係する化学物質についても、近年関心が高まっており、安全性の確保やリスクコミュニケーションについても取り組みが求められています。化学物質は洗剤や医薬品、食品に使用される調味料など幅広く含まれていますが、その中でも特に私たちの生活にとって有害な化学物質(ダイオキシン類や農薬など)の情報については、行政が必要に応じて調査や指導といった対策をとることにより把握することが必要です。

- ・ 化学物質の情報を、地域コミュニティを構成する関係者(市民、事業者、市など)が対話を通じて、そのリスクに関する情報を信頼関係を築きつつ共有し、くらしの安心・安全を確保することが重要であり、本市においても、この重要性を認識し、化学物質対策を進めるとともに、情報公開などリスクコミュニケーションに努める必要があります。
- ・ 本市には、鎌倉時代の三浦一族の史実や開国期を彩った歴史的・文化的資源が多く残されており、これらの資源はよこすかのまちの魅力を向上させ、市民の郷土に対する親しみを涵養する源として、快適に暮らす上で欠かせないものとなっています。こうした資源についても、保全や継承の取り組みが必要不可欠です。
- ・ そのほか、生活環境の中には、騒音・振動や悪臭など、依然として課題として残されている事項もいくつかあります。特に、騒音については、幹線道路沿道において、環境基準を達成していない地点があり、低騒音舗装などの対策や運転モラルに対する啓発など幅広い取り組みが求められています。

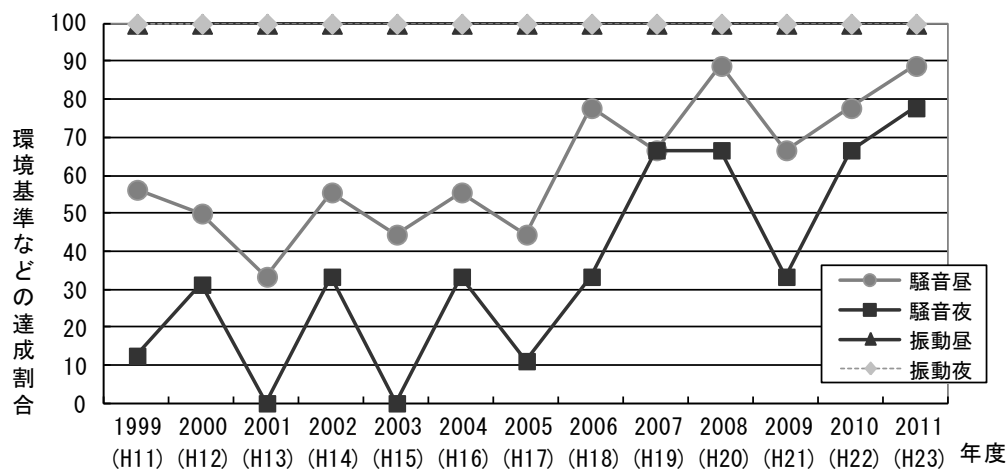


図 2 - 3 騒音・振動の環境基準などの達成割合

平成 23 年度の主な施策の実施状況

① 大気環境の保全・改善

◎ 工場・事業場に対する排出基準の遵守の徹底および大気汚染防止の指導

【工場・事業場の事前規制および立入調査】

- ・ 大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設等の設置などに伴う事前指導を実施しました。(設置届:5件、13施設)
- ・ 大気汚染防止法、県条例などにに基づき、立ち入り調査を実施しました(延べ175件)。

【ばい煙の排出量調査】

- ・ 硫黄酸化物・窒素酸化物等の排出量の実態調査を行いました。(調査対象工場・事業場:136、調査期間:平成23年5月～6月)

◎ 冬期における大気汚染物質等の低減に向けた取り組み

【季節大気汚染対策】

- ・ ボイラー使用の適正管理、暖房温度の適正化を行いました(平成23年12月～平成24年2月)。
- ・ 自動車の使用抑制・アイドリングストップの啓発などを実施しました(平成23年11月～平成24年1月)。
- ・ 広報よこすか、ポスターにより大気汚染防止について啓発を行いました。

② 水・土壌環境の保全・改善

◎ 工場・事業場に対する排水調査および排水基準の遵守等の指導

【工場・事業場の事前規制および立入調査】

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、水質関係特定施設等の設置などに伴う事前指導を実施しました。
(設置届3件、変更届5件)
- ・ 水質汚濁防止法、県条例などに基づき立入検査を実施しました(夜間調査を含め延べ74件)。

【水質汚濁防止対策】

- ・ 下水道法および市条例に基づき、事業場排水の監視・指導を実施しました(規制対象事業場数:316)。
- ・ 事業場に対する立入検査(排水調査)を実施しました。
(延べ192件、排水基準超過1件、改善指導を実施)

◎ 下水道の整備および各家庭の下水道接続の推進

【公共下水道の整備】

- ・ 市街化区域内における公共下水道の整備、普及を促進しました。
(汚水処理施設整備率:98.5%、下水道処理人口普及率:97.5%)

【下水道への接続の推進】

- ・ 下水道処理開始区域内において、未接続の世帯に対する個別訪問、文書等により水洗便所への改造等について指導・啓発を行いました(公共下水道へ接続した水洗化人口率:95.3%)。

◎ 合流式下水道の雨天時放流負荷量の低減

【合流式下水道の改善】

- ・ 雨天時における合流式下水道からの未処理水流出等の問題を改善するため、雨水滞水池、汚水バイパス管の施設整備を推進しました(合流式下水道の改善率:88.5%)

◎ 汚濁負荷量の低減および東京湾の水質改善

【東京湾岸自治体環境保全会議による東京湾の水質改善に係る合同施策】

- ・ 東京湾の水質改善に関する諸施策の推進を国へ要請しました。
- ・ 構成自治体職員の研修会を実施しました。
- ・ イベントやホームページで啓発活動を実施しました。
- ・ 東京湾水質一斉調査に参加し、東京湾水質調査報告書の作成を行いました。

【東京湾・相模湾の水質保全】

- ・ 浄化センターの水質管理を適切に行いました。
- ・ 平成23年度の放流水については、全ての項目で基準を達成しました。

【工場・事業場汚濁負荷量調査】

- ・ 総量規制対象工場(10事業場)の汚濁負荷量を報告させるとともに、汚濁負荷量の測定、総量規制基準の遵守を指導しました。

◎ 下水道事業計画認可区域外における合併処理浄化槽への転換の啓発、指導

【合併処理浄化槽の設置促進】

- ・ 下水道事業計画認可区域外における合併処理浄化槽への設置換えに対して設置費用の一部を補助しました(補助実施基数:11基)。

③ 化学物質対策の推進

◎ 有害化学物質等の調査の実施および情報の公開

【ゴルフ場農薬調査】

- ・ 1ゴルフ場(2排水口)に対し、農薬使用状況調査および排出水の水質調査を実施しました。
- ・ 調査の結果、暫定指導指針値をすべて満足していました。

【水質の監視】

- ・ 類型指定水域の調査(毎月1回)を河川3カ所、海域5カ所で実施しました。
- ・ 類型指定水域以外の中小河川調査(年6回)を10河川10カ所で実施しました。
- ・ 地下水質調査(年1回)を26カ所で実施しました。
- ・ 水質に対するダイオキシン調査を、河川3カ所(年2回)、海域5カ所(年1回)、地下水4カ所(年1回)で実施しました。また、底質については河川3カ所(年1回)、海域5カ所(年1回)で、土壌については12カ所(年1回)で実施しました。

【「よこすかの環境」の発行】

- ・ 環境測定資料として、本市の環境に関するデータ等を整理・分析して公表しました(発行部数:570部)。

【有害大気汚染物質調査】

- ・ 大気中の有害大気汚染物質調査を毎月実施しました(調査箇所:2カ所)。
- ・ 大気中のダイオキシン類の調査を年4回実施しました(調査箇所:4カ所)。

④ 歴史的・文化的環境の保全と継承

◎ 横須賀の歴史・文化・自然に関する貴重かつ重要な文化的遺産の保全と活用

【周辺の自然環境と一体となった指定文化財の適正管理】

- ・ 草刈、樹木剪定、伐採や清掃などにより、史跡環境を保全しました(草刈清掃:三浦安針墓、夏島貝塚等延べ13回、園内清掃:大塚復元古墳7回、ごみ箱清掃:燈明堂跡60回)。

【新指定重要文化財等の指定】

- ・ 文化財を後世に伝えていくため、新たに重要な文化財を指定しました(新規指定:2件)。

【市民文化資産保存振興事業】

- ・ 市民文化資産の保存と有効な活用を図るため、市民文化資産管理者へ管理奨励金を交付しました。
- ・ 「大衆婦本塚の碑」説明板の修繕を実施しました。
- ・ 市民文化資産展を2回開催しました。

【説明板の設置、鑑賞の場の設定等による市民と文化財とのふれあいの増進】

- ・ 文化財の周知と保護を図るため、新規で説明板を設置するとともに、老朽化した説明板の補修を実施しました(新規設置:1基、補修:4基)。

⑤ その他の生活環境の保全・改善

◎ 道路騒音・振動調査および道路状況等の把握

【道路に面する地域の騒音振動測定】

- ・ 主要道路沿道9地点において、騒音および振動を測定し、騒音は道路に面する住居等における環境基準超過戸数および割合を算出・評価し、振動は要請限度と比較し評価しました。
- ・ 測定結果を環境基準(騒音のみ)および要請限度と比較することによって状況を把握し、集計データを道路管理者あてに送付しました。

◎ 悪臭の調査および規制指導の適正な実施

【悪臭発生工場・事業場調査】

- ・ 悪臭防止法に基づく臭気指数による規制を行うため、4事業所で調査を実施しました。

【工場・事業場悪臭防止指導】

- ・ 県条例に基づく許可申請時に、悪臭の規制基準の遵守を指導しました(申請9件)。
- ・ 悪臭公害苦情が発生した際に、事業者に対して指導を実施しました(1件)。

今後の主な施策の実施予定

- ・ 大気汚染防止法や水質汚濁防止法、下水道法、県条例、市条例などに基づき、引き続き申請・届出時における指導を行うとともに、立入調査・検査の実施により基準の遵守を指導します。
- ・ 冬期における大気汚染対策についても、引き続き、ボイラーの適正使用、自動車の使用抑制などを行うとともに、広報よこすか、ポスターにより啓発活動を実施します。
- ・ 公共下水道の整備、下水道への未接続家屋への指導、合併処理浄化槽への転換により生活排水処理率のさらなる向上を目指すとともに、合流式下水道の改善を推進します。
- ・ 大気汚染や公共用水域、ゴルフ場における使用農薬、騒音、振動などの調査を継続して実施し、ホームページや冊子などにより公表を行います。
- ・ 歴史的・文化的環境については、新たに4件の重要文化財を新規指定するほか、市民文化資産管理者への管理奨励金の交付、文化財の説明板の新規設置・修繕を行います。
- ・ その他、空地の適正管理に関する指導、光害の周知・啓発、悪臭苦情に対する事業者への指導などを継続し、生活環境の保全等に努めます。